

令和3年4月16日

大田市内各小・中学校保護者 様

大田市教育委員会

教育長 武 田 祐 子

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお願い

新年度が始まりました。お子様のご入学・ご進級おめでとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症に係る対応では、保護者の皆様には日々ご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

さて、令和3年度の始めにあたり、下記の内容についてお知らせいたします。ご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

記

1 感染拡大予防のための健康状態等の確認のお願い

○登校前の検温をお願いします。

○発熱や風邪の症状（のどの痛み、咳、くしゃみ等）が見られる時は、無理に登校せずに休養をお願いします。

※この場合の欠席については、当面の間、「学校保健安全法第19条」による出席停止とし、欠席とはなりません。

※症状によっては、かかりつけ医・医療機関・保健所に相談をしてください。

○規則正しい調和のとれた生活を子どもたちにさせてください。

2 新型コロナウイルス感染症に係る学校の休業期間について

休業となる学校については、原則、感染判明後最初の登校日から濃厚接触者が保健所により特定されるまでの期間を休業とします。

※ただし、地域の感染拡大状況、感染経路の明否等を総合的に考慮し、保健所等と協議のうえ、「休業期間の延長、休業部分（全校、学年等）の変更等」をする場合があります。

3 感染が分かった場合について

お子様が感染された場合や濃厚接触者であることが確認された場合は、学校に連絡をしてください。学校が閉庁の場合は、大田市役所（82-1600）に連絡をしてください。

4 検査を受けられる場合について

お子様がPCR検査や抗原検査等を受けられる時は、学校にお知らせください。また、その結果についても連絡をお願いします。

5 人権を大切にするためのお願い

全国的に「新型コロナウイルス感染症」に係る差別事象が後を絶ちません。

すべての人が大切にされ、安心して暮らしていくために、「誰もが感染する可能性があるという正しい理解に立つこと」、「個人情報を探り、間違った情報やうわさ話を広げていくことは、間違った行為であること」等、人権を大切にする考え方、言動について、引き続きご家庭でも話題にさせていただき、子どもたちにご指導をお願いします。